

ステップ2 安心して働くために

～働き方改革～

働く人が個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指して『働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律』（『働き方改革関連法』）が平成31年4月1日から順次施行されました。

働き方改革関連法

- 残業時間の上限規制
- 勤務間インターバル制度
- 1人1年あたり5日間の年次有給休暇の確定的な取得
- 月60時間を超える残業の割増賃金率の引き上げ
- フレックスタイム制の制度の充実
- 高度プロフェッショナル制度の新設
- 産業医・産業保健機能の整備
- 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止

①労働条件について

●賃 金

賃金とは、給料・手当・賞与などの名称に関係なく「働いたことの対価として使用者から労働者に支払われるすべてのもの」をいいます。賃金の支払いに関しては「**賃金支払いの5原則**」と呼ばれる規定が設けられています。

1. 通貨払いの原則 **(現金で)**
※本人の申出又は同意により口座振込が可能
2. 直接払いの原則 **(本人に)**
3. 全額支払の原則 **(全額を)**
※例外：税金・社会保険料などの源泉徴収、賃金控除協定による控除等
4. 毎月払いの原則 **(毎月1回以上)**
5. 一定期日払いの原則 **(一定の期日に)**



「最低賃金制度」

パートやアルバイトで働いている人も含めてすべての労働者を対象に、最低限支払わなければならない賃金の額が最低賃金法に基づき定められています。

最低賃金には、都道府県ごとに定められている地域別最低賃金と、特定地域内の特定の産業について定める特定最低賃金（産業別）があります。島根県では、6業種について特定最低賃金（産業別）が定められています。

島根県の地域別最低賃金

962円

令和6年10月12日から

最低賃金に関するお問い合わせ先は――

島根労働局賃金室（☎0852-31-1158）又は最寄りの労働基準監督署（P.47）